

1. 登録医として、当院で共同指導を行う場合は患者様の紹介が必要です。紹介手順については、以下のとおりです。
2. 患者様の紹介手順
  - (1) 患者様を紹介する場合は、当院各科の医師（当直時間帯は当直医師「当直医師」）へ直接電話し、ご相談下さい。
    - \* 当直医師は内科系、外科系医師が各1名ずつおります。
    - \* 「登録医の〇〇〇〇だが、△△△△医師を願います。」と、おっしゃって下さい。電話 0278-23-2181（代表） Fax 0278-24-1819
  - (2) 患者様が来院する場合は、診療情報提供書（紹介状でも可。）を患者様に持たせて下さい。
  - (3) 患者様は、各科診察日をご確認の上、診療時間内（緊急時を除く。）に受診されるようにご指示をお願いします。
  - (4) すでにご紹介いただいている入院患者様について共同指導する必要性が生じた場合は、主治医（不在の場合は当該診療科医長）にご連絡下さい。
3. 来院する際の手順
  - (1) 事前に、来院日時等を主治医（当直医師）にご連絡下さい。
  - (2) 来院の際は、印鑑をご持参下さい。
  - (3) 来院した際は、企画課窓口（受付）（月～金曜日の8:30～17:15）又は事務当直窓口（企画課窓口以外の時間帯及び土・日曜・休日）にお寄り下さい。
    - \* 「共同指導で来院した」旨、お申し出下さい。
  - (4) 窓口で「国立病院機構沼田病院セミオープンシステム共同指導票（3枚複写）」（以下、「共同指導票」という。）をお願いします。
    - \* 記入が必要となります。
  - (5) 院内では、白衣を着用し、所定の名札（沼田利根医師会発行の「登録医」証）を左胸に付けて下さい。
4. 来院する際の手順
  - (1) 診察手順（共同指導）
  - (2) 当該患者様のカルテを閲覧する場合は、入院病棟の看護師にお申し出下さい。
  - (3) 「共同指示票」は、診療内容等、必要事項を記載の上、1枚目、2枚目に捺印して下さい。
  - (4) 「共同指導票」の1枚目、2枚目、3枚目に主治医又は当直医の確認印を受けて下さい。
  - (5) 「共同指導票」は、
    - 1枚目：当院主治医カルテ用
    - 2枚目：企画課確認、算定用となっておりますので、必要事項については必ず企画課窓口又は事務当直窓

口へ提出して下さい。

- (6) 3枚目「共同指導票」は、貴院カルテの共同指導記録として添付するため、お持ち帰り下さい。

\* 在宅患者入院共同指導科 (I) 310点が算定できます。

5. 退院共同療養計画書について

- (1) 「退院共同療養計画書」は、当該患者様が当院から家庭に退院する際に患者様又はそのご家族等退院後患者様の介護に当たる者に対して、当院主治医と登録医が共同で退院後の療養に必要な指導を行った場合に作成して下さい。

- (2) 「退院共同療養計画書」は、  
1枚目：患者様又はその家族等用  
2枚目：当院主治医カルテ用  
3枚目：企画課算定用  
4枚目：登録医カルテ用  
となっております。

- (3) 「退院共同療養計画書」には、必要事項を記載の上、4枚共捺印して下さい。

\* 退院時共同指導科：290点が算定できます。

6. その他

- \* 当該患者様が退院した後であっても、患者様の診断・治療については当院の主治医がご相談に応じます。なお、診療上の疑問等が生じましたら、院長、副院長にお申し出下さい。先生方の御来院をお待ちしております。

<本システムの問い合わせ先>

独立行政法人国立病院機構 沼田病院 企画課

電話 0278-23-2181 内線320